

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 3 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 4 年 6 月 1 4 日(金)

場所 : 峰山町役場 2 階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 協議第 1 号 合併協定項目の調整方針 (案) について

(2) 協議第 2 号 6 . 議会議員の定数及び任期の取り扱いに関する事

(3) 次回の議題について
協定項目の協議について

(4) 次回の小委員会の日程

第 4 回総務・企画・議会小委員会

日程 平成 1 4 年 7 月 1 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

場所 丹後町役場第 4 会議室

3 その他

協議第1号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 合併協定項目の調整方針（案）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

調整方針

1.（住民福祉向上の原則）

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

2 .(負担公平の原則)

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

3 .(健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

4 .(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

5 .(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

6 .(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

協議第2号

6. 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

総務・企画・議会小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

合併協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること				整理番号		専門部会名	議会部会
分類	1 議会の構成						分科会名	
	現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 議員								
議員定数	18人	18人	18人	16人	16人	18人		
現議員数	18人	17人	18人	16人	16人	18人		
法定数 (H15.1.1以降)	26人(22人)	26人(22人)	26人(22人)	22人(18人)	22人(18人)	26人(22人)		
任期満了年月日	平成15年2月12日	平成15年4月29日	平成18年5月9日	平成15年4月29日	平成15年4月29日	平成15年2月9日		
会派等及び党派別議員数	無所属 13人 日本共産党 4人 公明党 1人	無所属 13人 日本共産党 3人 社会民主党 1人	無所属 14人 日本共産党 3人 公明党 1人	無所属 13人 日本共産党 3人	同志会 7人 新生クラブ 4人 無所属 3人 日本共産党 2人	同志会 11人 日本共産党 4人 新風クラブ 2人 無所属 1人		
議員期数 (H14.6.1現在)	1期目 8人 2期目 5人 3期目 2人 4期目 2人 5期目 1人	1期目 7人 2期目 3人 3期目 3人 4期目 2人 5期目 1人 8期目 1人	1期目 7人 2期目 6人 3期目 3人 4期目 1人 7期目 1人	1期目 3人 2期目 6人 3期目 5人 4期目 1人 5期目 1人	1期目 8人 2期目 3人 3期目 4人 9期目 1人	1期目 9人 2期目 4人 3期目 1人 4期目 3人 5期目 1人		

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)	【合併事例】						
				新市町村名	合併市町村	合併(予定)年月日	取扱い	特例の状況	在任議員数 (法定数)	
1 6町の議会議員の身分	6町の廃止と同時に議員が失職する。	6町の廃止と同時に議員が失職する。	6町の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き議員として在任することができる。	静岡県 大東町	大浜町・城東村	S48.4.1	適用せず			
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議して定める期間	岩手県 北上市	北上市・和賀町・江釣子町	H3.4.1	在任特例	合併後1年間	66人 (36人)	
3 定数 (H15.1.1~適用)	人口5万以上10万未満の市 30人	2倍を超えない範囲 60人	6町議員定数(現況) 104名(103名)	茨城県 ひたちなか市	勝田市・那珂湊市	H6.11.1	在任特例	合併後1年間	52人 (36人)	
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。	東京都 あきる野市	秋川市・五日市町	H7.9.1	在任特例	合併後1年 10ヶ月間	36人 (36人)	
5 選挙すべき議員の数	30人	60人		兵庫県 篠山市	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	H11.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	58人 (30人)	
				東京都 西東京市	田無市・保谷市	H13.1.21	在任特例	合併後2年間	48人 (40人)	
				埼玉県 さいたま市	浦和市・大宮市・与野市	H13.5.1	在任特例	合併後2年間	100人 (64人)	
				香川県 さぬき市	津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	H14.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	66人 (30人)	
				香川県 東かがわ市	引田町・白鳥町・大内町	H15.4.1	在任特例	合併後2年間	44人 (26人)	
				熊本県 あさぎり町	免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村	H15.4.1	在任特例	合併後1年 1ヶ月間	55人 (22人)	
				長崎県 対馬市	巖原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬	H16.3	在任特例	合併後1年 2ヶ月間	93人 (26人)	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

合併協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	議会部会
分類	1 議会の構成		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
<p>特例法を活用しない場合 合併期日前後の山積した諸課題について、継続して議員対応ができるとは限らない。</p> <p>特例法を活用した場合 議場の確保が困難 議会運営方法の検討要</p>		<p>(案1) 合併特例法を適用しない。 合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の区分に応じ定数を定め、50日以内の選挙を行う。</p> <p>(案2) 合併特例法第6条を適用する。(定数に関する特例) 合併関係町の廃止と同時に当該町の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲(30名×2=60名以内)で定数を定め、50日以内の選挙を行う。</p> <p>(案3) 合併特例法第7条を適用する。(在任に関する特例) 合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間、引き続き議員として在任する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

【参考資料】

6. 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

総務・企画・議会小委員会

合併協定項目 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議員の身分については原則として、「新設合併における関係市町村」において市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該議員は失職することとなります。

しかし、議会議員の身分に関する上記のような取扱いには、市町村の合併という特殊な事情を勘案すると、合併後すぐには原則通りの定数によりがたい場合があります。例えば、地方自治法第9条第1項に定める議員の定数は、人口の増加に従い人口1人当たりの数が少なくなるように定められているため、合併関係市町村の議会議員の定数の合計数と比較すると、合併後の合併市町村の議会議員の定数は著しく少なくなるのが予想されます。

【参考】

人口2千人のA村と人口3千人のB町と人口6千人のC町が合併し、人口1万1千人のD町が設置された場合

A村議員定数... 16人 (14人)

B町議員定数... 16人 (14人) 合計定数54人 D町議員定数26人

C町議員定数... 22人 (18人) (46人) (22人)

合併前と合併後では定数に28人(24人)の差が生じることとなる。

()内は、平成15年1月1日から施行される改正地方自治法による場合。

このため、合併特例法では市町村の自主的な合併を促進するために、激変緩和的な措置として、合併後の市町村議会議員の定数や在任に係る特例措置を定めており、以下にその概要を紹介します。

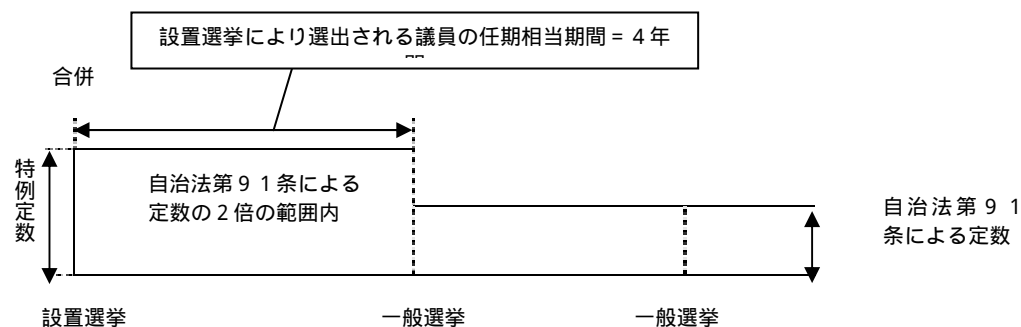
原則

A町とB町を廃し、その区域をもって新たにC町を設置するような場合、原則としては、A町とB町の法人格は消滅することになり、新たに法人格をもったC町が地方自治法第9条の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要がある。A町とB町の議会の議員は全て失職することとなります。

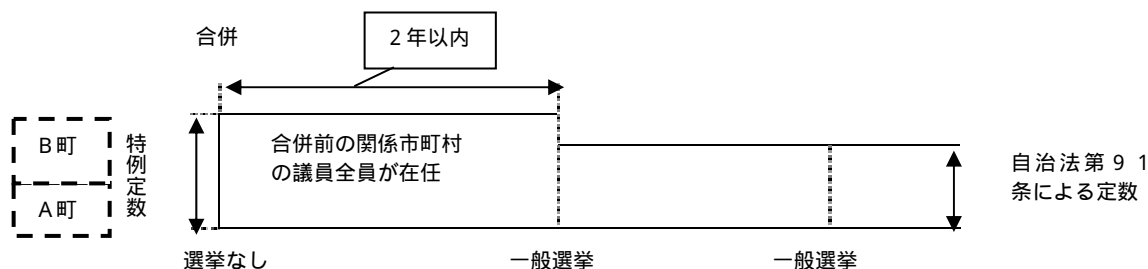
この場合、市町村の設置の日から50日以内に、同法第9条第1項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市町村の議会議員の選挙を行うこととなります(公職選挙法第33条第3項、同法第117条)。

これに対する合併特例法上の特例は、次の通りです。

定数特例 設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第9条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる(合併特例法第6条第1項)。



在任特例 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間に在任できる(合併特例法第7条第1項第1号)。



【例】

あきる野市

平成7年9月 合併

在任特例により秋川市18名、五日市町18名の議員全員が在任

平成9年6月 一般選挙

1年10ヶ月後に定数26名で一般選挙(法定定数は36名)

議会議員の定数及び任期に関する法令

H15.1.1 ~ 適用

【法令】

地方自治法

第91条 [市町村議会の議員の定数]

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町対	14人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）

第93条 [任期]

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第254条 [人口の定義]

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

第33条 [一般の選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙]

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項 市町村の設置の告示 の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。